

確定申告をお忘れなく

企業年金から受け取る年金は、税法上、「雑所得」として課税対象となり、年金が支払われるつど、年金額にかかわらず、一律 7.6575%の所得税が差し引かれています。企業年金からの給付も「公的年金等の控除」の対象となります。

したがって、ほかの所得とともに確定申告をすることにより、税金を還付または追納することになります。

確定申告は、**2月16日～3月16日**（還付申告の場合は**1月1日～**）までです。e-Taxならパソコンから24時間申告が可能です。詳しくは**お近くの税務署**、または**国税庁ホームページ** (<http://www.nta.go.jp>) で、ご確認ください。なお、確定申告をする際、必要となる「源泉徴収票」は、1月15日より、委託先である三菱UFJ信託銀行より発送されます。必ず確定申告を行い、税額の精算を行ってください。

年金受給者の確定申告不要制度

年金受給者の皆さんの申告手続きの負担を減らすため、平成23年分の所得税から「確定申告不要制度」が創設されました。

下記のいずれにも該当する方は、確定申告不要制度の対象者となります。

1. 公的年金等（企業年金含む）の収入金額の合計額が400万円以下
2. 公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

ただし、所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税の還付が受けられる場合があります。このような場合には、**確定申告書を提出する必要があります**。

詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。

現況届について

企業年金基金では、年1回、誕生月に現況の確認を行っております。現況届は、自署であっても押印が必須となっております。忘れずに押印をお願いします。

また、やむを得ない理由で代理の方が署名する場合は、受給権者の欄に代筆のうえ、「代理人署名欄」に氏名、住所、電話番号および署名理由のご記入をお願いします。